

## 平成31年第3回弘前市教育委員会会議録

日時 平成31年2月25日(月)

午後1時

場所 岩木庁舎2階会議室3

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議  
議案第10号 弘前市指定文化財の指定解除について  
議案第11号 物損事故に係る損害賠償額の決定について
- 6 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

- 1番 吉田 健 委員、2番 高木 恵美子 委員、3番 村谷 要 委員  
5番 前田 幸子 委員

### ◇欠席委員

- 4番 澤田 美彦 委員

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、  
教育政策課長 菅野 昌子、学校づくり推進課長 三上 善仁、  
学務健康課長 中田 和人、学校指導課長 木村 文宣、  
教育センター所長 三上 文章、生涯学習課長 戸沢 春次、  
博物館長及び高岡の森弘前藩歴史館長 加藤 裕敏、文化財課長 成田 正彦

### ◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後1時 開会

○教育長（吉田 健） 平成31年第3回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番高木恵美子委員と5番前田幸子委員を指名いたします。会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、議案が2件となっております。

・議案第10号

○教育長（吉田 健） それでは審議に入ります。議案第10号 弘前市指定文化財の指定解除について事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（成田正彦） 議案第10号 弘前市指定文化財の指定解除についてご説明します。提案理由は平成11年に弘前市指定有形文化財に指定されました、木造勢至菩薩坐像の所在が、市の区域外へ移ったことに伴い、弘前市文化財条例第11条第1項の規定に基づき指定を解除しようとするものです。

名称は木造勢至菩薩坐像（もくぞうせいしぼさつぞう）、員数は1躯、指定年月日は平成11年10月27日です。所有者について指定当時は、茂森新町4丁目にある加福不動寺でしたが、現在はつがる市の弘法寺となっております。指定理由は、市内最古の仏像で鎌倉時代と推定されていること、気品ある姿態などが院政期彫刻の特徴があることから指定に値するものとされたものです。

経過についてですが、住職が亡くなったのち、平成28年に新しい住職が着任しましたが、その後平成30年に住職が異動し、無住の不動寺では仏像を管理できないことから、つがる市の弘法寺が行うこととなったものです。

市としては空気環境の良い市立博物館への寄託を提案したものの、仏像として本堂にしっかりと安置したいとの意向で、市外への移動が決定したものです。

つがる市としては今後、文化財指定を進める方針とのことです。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○5番（前田幸子委員） 残念、無念、もったいないと思いました。仏像というのは弘前にとって非常に大切なもので、現存する最古の仏像とのことで、手放したくなかったなと思います。市としては寄託を提案するなど、手を尽くした結果なので仕方がなかったのだと思いますが、今後の残っている15件の仏像のことを考えていただきたいと思います。住職の高齢化などで維持できない、このような問題に対して対策を取っていく必要があると思います。どのようにして弘前で保存していけばいいか、今後の保存の仕方について考える必要があると思います。

新寺町の袋宮寺の十一面観音像は素晴らしい仏像ですが、個人で所有しているもの

なのでしょうか。今後も持続していけるのでしょうか。

○文化財課長（成田正彦） 袋宮寺の観音像は、報恩寺が管理しております。報恩寺でしっかりと管理することとなっております。

先ほどの対策という点についてですが、文化財である前に、仏様であるので、お寺としての宝物ですので、お寺の事情が優先されるものかと思えます。一方で弘前の歴史を伝えるものですので、弘前市に所在してほしい思いがあります。

毎年パトロールをして所有者に会って、管理状況などを確認しており、お寺でしっかりと管理して、お寺の宝物としてしっかりと安置して、その上で文化財としても開設していただきたいとお願いをしております。

○教育長（吉田 健） 他にご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） それでは、議案第10号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は可決されました。

#### ・議案第11号

○教育長（吉田 健） それでは、議案第11号 物損事故に係る損害賠償額の決定について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（成田正彦） 議案第11号 物損事故に係る損害賠償額の決定について、ご説明いたします。提案理由は、旧藤田家住宅 太宰治学びの家の物損事故に係る損害賠償額を決定し市長に申し出るものです。

相手方は東日本電信電話株式会社で、損害賠償額は8,724円です。事故の概要ですが、昨年9月5日に当課の職員が旧藤田家住宅において、相手方所有の電柱の架空ケーブルに絡まったツタの除去作業中に誤ってケーブルを切断したものです。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○5番（前田幸子委員） 今までこのような事例はあったのでしょうか。損害賠償の額が高い低いという問題ではなくて、誰でも起こりうることで、今後の対策について教えていただければと思います。

○文化財課長（成田正彦） 事例があったのかという質問ですが、公開されている文化財、その他の文化財も含め、このような損害額を支払ったことはありません。今後の対策についてですが、隣地境界にある電柱であったことから、監視が行き届いていなかった部分がありました。今後は指定管理者の方に今回の事例を踏まえ、ツタが伸びる前に指定管理者の方に除去など早めに対策を取っていきます。

○教育長（吉田 健） 他にご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） それでは、議案第11号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は可決されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成31年第3回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時16分閉会

-----  
会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 高 木 恵 美 子

署名者 前 田 幸 子